

熊本県監査委員公告第18号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定により令和3年（2021年）6月11日から7月16日までの間に実施した定期監査結果に関する報告を決定したので、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和3年（2021年）9月24日

熊本県監査委員	福島誠治
同	竹中潮
同	内野幸喜
同	高野洋介

1 監査対象機関

部局名	機関名
県央広域本部	税務部、農林部（熊本農政事務所）、土木部（熊本土木事務所）、宇城地域振興局、上益城地域振興局
県北広域本部	県北広域本部（菊池地域振興局）、玉名地域振興局、鹿本地域振興局、阿蘇地域振興局
県南広域本部	県南広域本部（八代地域振興局）、芦北地域振興局、球磨地域振興局
天草広域本部	天草広域本部（天草地域振興局）
企画振興部	博物館ネットワークセンター
土木部	市房ダム管理所、氷川ダム管理所

2 監査対象期間 令和2年度（2020年度）

3 監査の主眼

財務及び行政に関する事務の執行について、熊本県監査基準に準拠し、合规性、正確性をはじめ経済性、効率性及び有効性の観点の主眼として監査を実施した。特に財務に関しては、不適正経理再発防止策の実効性を検証し、行政に関しては、組織の目標管理、主な事務事業の効果及び事務の的確・適正な執行の確保に関する制度の整備・運用状況等について実施した。

4 監査結果

財務に関する事務の執行及び行政に関する事務の執行については、おおむね適正と認められた。

なお、監査の際に確認された課題のうち、指摘事項、意見事項及び勧告事項は次のとおりである。

(1) 指摘事項

監査対象機関		監 査 の 結 果
部局名	機関名	
県北広域本部	県北広域本部（菊池地域振興局）	(公用車の毀損について) 公用車による毀損額が大きい自損事故が1件発生している。 職員の交通安全意識の高揚を図るとともに、交通事故に対する効果的な防止策を講じること。
	阿蘇地域振興局	(公用車の毀損について) 公用車による過失割合が高く、毀損額が大きい物損事故が1件発生している。 職員の交通安全意識の高揚を図るとともに、交通事故に対する効果的な防止策を講じること。
県南広域本部	県南広域本部（八代地域振興局）	(国への事業報告誤りに伴う年度更正について) 事業実施に伴う事務において、次の課題がある。 (1)国への事業精算報告に誤りがある。 (2)支払い後に、国への事業精算報告に事務処理を合致させる手段として財務システムの機能を使用し、年度更正処理を行っている。 精算報告の際には、組織的なチェックの強化により再発防止に努め、熊本県会計規則等の規定に基づき適正な事務処理を行うこと。
天草広域本部	天草広域本部（天草地域振興局）	(県税の滞納処分に係る差押処分の誤りについて) 自動車税について、滞納金額より5千円過大に債権（預金）を差し押さえ、取り立てを行った事案が発生している。 適正な滞納処分の実施に努めること。
		(疾病犬治療費の支払遅延について) 疾病犬治療費の支払が遅れたため、遅延利息100円が発生している。 支払手続きにおいて組織的なチェック体制の強化を図り、支払漏れの防止に努めること。

参考

「指摘事項」とは、以下のような事柄に該当し、改善が必要とされる課題である。

- (1) 法令、条例、規則又は通知・通達に違反し、事務の執行が不適正となっているもの
- (2) 未収金解消対策が的確に講じられていないもの
- (3) 予算の執行又は財産管理等において、適正を欠くもの
- (4) 故意又は重大な過失により、不経済や損害を生じさせたもの
- (5) 経済性、有効性又は効率性が著しく低いもの
- (6) 事務・事業の執行に当たり、是正又は改善が必要であると認められるもの
- (7) 前年度監査において注意事項とされていた事項では是正又は改善がされていないもの

(2) 意見事項
なし

参考

「意見事項」とは、組織及び運営の合理化に資するため、監査の結果に関する報告に付記するものである。

(3) 勧告事項
なし

参考

「勧告事項」とは、監査の結果のうち特に措置を講ずる必要があると認めるものである。